

知多市監査委員公告第7号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき知多市監査基準に準拠して監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年10月5日

知多市監査委員 渥 美 秀 登
同 渡 邊 眞 弓

記

1 監査の種類及び実施日

財政援助団体等に対する監査

令和4年9月22日

2 監査の対象期間及び対象事業

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

知多市知多市商工会事業補助金に係る事業

知多市商業団体事業補助金に係る事業

知多市子育て世帯応援商品券事業補助金に係る事業

3 監査の対象団体及び所管部署

対象団体 知多市商工会

所管部署 環境経済部商工振興課

4 監査の着眼点（評価項目）

財政援助団体等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に執行されているか。

5 実施内容

監査対象の団体及び所管部署から必要な資料の提出を求め関係書類を審査し、説明を聴取した。

6 監査の結果

事業報告及び関係書類を監査した結果、財政援助団体等に係る事務事業は、規約等に基づき、おおむね適正に執行処理されていると認められたが、一部の事務

処理について見直すよう、以下の指摘を行った。

(1) 知多市子育て世帯応援商品券事業補助金に係る事業

対象団体の令和3年度収支決算書を確認したところ、当該補助金に係る収入及び支出が記載されていなかった。

知多市補助金等交付規則に則り、補助事業に係る収入支出の状況を明確にするため、団体の収支決算書には記載すべきである。

6 監査意見

前述の指摘事項に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、所管部署においては、検査書類の見直し等の実施により、対象団体に対し、より確実な審査及び指導監査等を行われたい。

また、引き続き知多市商工会との緊密な連絡体制を維持するとともに、計画的かつ適切な指導・監督を実施し、補助金制度の適正な運用に努められたい。